



新座市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年2月19日

新座市教育委員会
教育長 金子 廣志



新座市教育委員会規則第3号

新座市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

新座市教育委員会事務局組織規則（平成8年新座市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（職務の代行）</p> <p>第8条 <u>部長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じないときは、副部長が部長の職務を代行する。ただし、重要又は異例な事務については、教育長の指揮を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>課長又は室長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じないときは、副課長を置く課にあっては副課長が、副室長を置く室にあっては副室長が、その他の課又は室にあってはその事務を主管する係長が、課長又は室長の職務を代行する。ただし、重要又は異例な事務については、部長の指揮を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（事務の執行）</p> <p>第9条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（相互援助）</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>第7条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（事務の執行）</p> <p>第8条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（相互援助）</p> <p>第9条 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。